

# 初診時・再診時に「選定療養費」をご負担いただきます

～平成 28 年度診療報酬改定に伴う厚生労働省制定制度のお知らせ～

「選定療養費」とは、「初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門医療は特定機能病院で行う」という、医療機関の機能分担の推進を目的とし、平成 28 年度に厚生労働省が制定した制度です。

山形大学医学部附属病院は特定機能病院としての機能を果たすため、患者さんにおいては地域の医院・診療所（かかりつけ医）からの紹介状（診療情報提供書）を持参していただくことを原則としています。

できるだけ近隣の「かかりつけ医」を受診していただきますようご理解とご協力をお願いします。

**次の患者さんには初診及び再診時に選定療養費をご負担いただきます。**

- ・初診の患者さんで、他の医療機関からの紹介状なしで受診した場合（医師が医学的に『初診』と判断した場合を含む）
- ・再診の患者さんのうち、病状が安定し、診療所等への紹介を受けた患者さんがかかりつけ医の紹介なしに再受診された場合

	選定療養費・初診時	選定療養費・再診時
医科	5,500 円（税込）	2,750 円（税込）
歯科	3,300 円（税込）	1,650 円（税込）

※1：令和元年 10 月の消費税率変更に伴い、金額を変更しました。

※2：消費税法で助産に係る資産の譲渡等に該当する場合は非課税となり、  
医科初診時 5,000 円・医科再診時 2,500 円となります。

次の場合は選定療養費のご負担はありません。

- ・救急車で搬送された患者
- ・各種公費負担制度の受給者である患者（子育て支援医療・ひとり親家庭等医療は除きます）
- ・本院の別の診療科を受診中の患者（医科と歯科は別施設になります）
- ・医科と歯科の間で院内紹介した患者
- ・特定健診、がん検診等の結果により精密検査の指示があった患者
- ・外来受診後そのまま入院となった患者
- ・本院の治験協力者である患者
- ・災害により被害を受けた患者
- ・労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
- ・その他、当院を直接受診する必要性を特に認めた患者

令和元年 10 月（消費税率改定に伴う税込料金変更）

山形大学医学部附属病院長